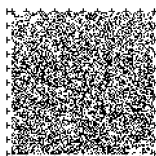




地域の人々が安心して健康に暮らすためには、平時・災害時を問わず、保健・医療・生活環境の安全が確保されていることが不可欠です。感染症への備えや迅速な対応、災害時における医療体制の整備、安全な飲食・生活環境の維持、そして地域医療の充実等、多角的な視点から健康を守る基盤づくりを進め、あらゆる状況下でも区民の健康と安全を確保する体制の強化を目指します。

▼個人防護具着脱訓練の様子



施策1 感染症対策の強化

施策の目標 感染症の予防と感染症拡大防止

①数値指標

指標項目	現状値		目標値	
	数値	測定年度	数値	測定年度
感染症予防対策を実践している人の割合	96.0%	令和6年度	増加	令和12年度
性感染症の予防方法の認知度	87.6%	令和6年度	増加	令和12年度
結核り患率（人口10万人対）	10.2	令和6年	6.0	令和11年
予防接種率 （MRワクチン）	第1期 95.7%	令和6年度	第1期 増加	令和12年度
	第2期 89.0%		第2期 95.0%	

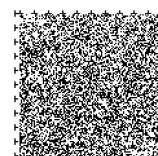
②現状と課題

手洗い・消毒、咳エチケットを実践している人は8割以上、定期的な換気を実施している人は5割以上

健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）によると、感染症予防策として手洗い・消毒、咳エチケットを実践している人は8割以上、定期的な換気は5割台半ばとなっており、いずれの項目も女性が男性を上回っています。

今後の課題

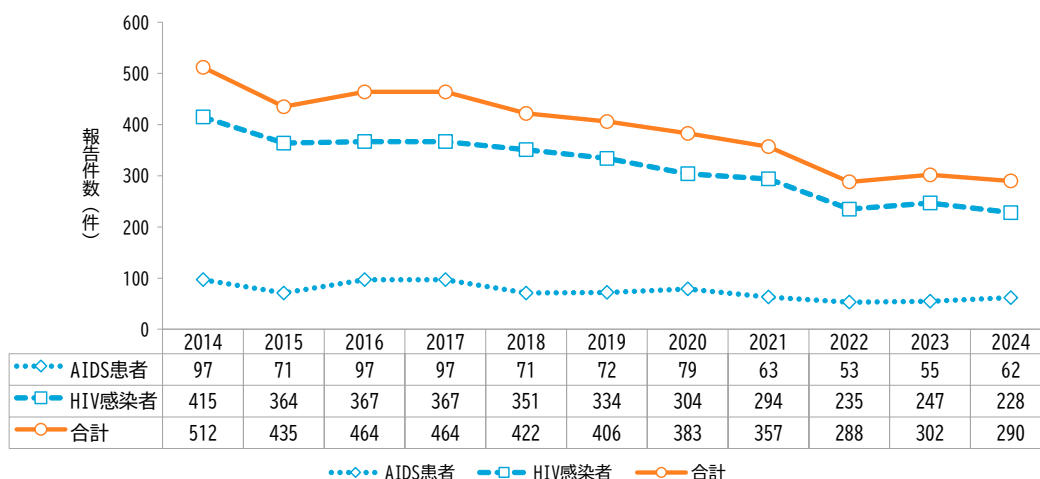
新型コロナウイルス感染症の拡大を経て、多くの方に身に付いた感染症予防対策を実践している人の割合を維持できるよう、日常生活における対策について継続した周知啓発が必要です。



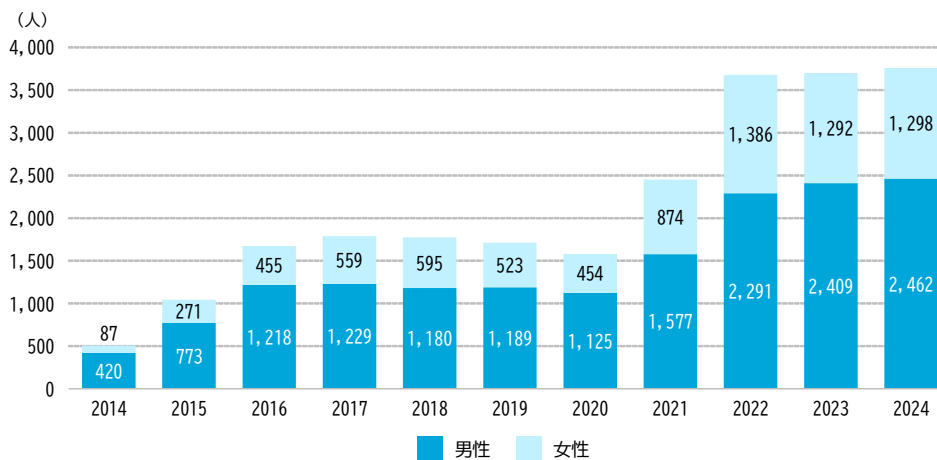
H I V感染者及びA I D S*患者数を合わせた報告数は横ばい傾向、A I D S*患者数及び梅毒患者は増加傾向

2019（平成31・令和元）年から比較すると、東京都内における年間のH I V感染者数及びA I D S*患者数を合わせた報告数は減少傾向にあります。一方、A I D S*患者数は令和5年以降増加に転じています。また、東京都内の梅毒患者の報告数は、増加傾向です。

<都内における年間のH I V感染者数及びA I D S*患者数>



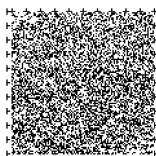
<都内における男女別梅毒者報告数推移>



出典：エイズニューズレター（東京都福祉保健局、令和7年4月号[No.186] 概要編）

保健所におけるH I V／A I D S*の無料検査の認知度が全国的に減少

健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）によると、H I V／A I D S*について血液検査で発見可能であることやコンドームの有効性、早期発見・早期治療によって普通の生活ができることに関する認知度は、いずれも5割以上を占めています。一方、全国の保健所による無料検査の認知度は、前回調査より5.9ポイント減少し、40.5%となっています。



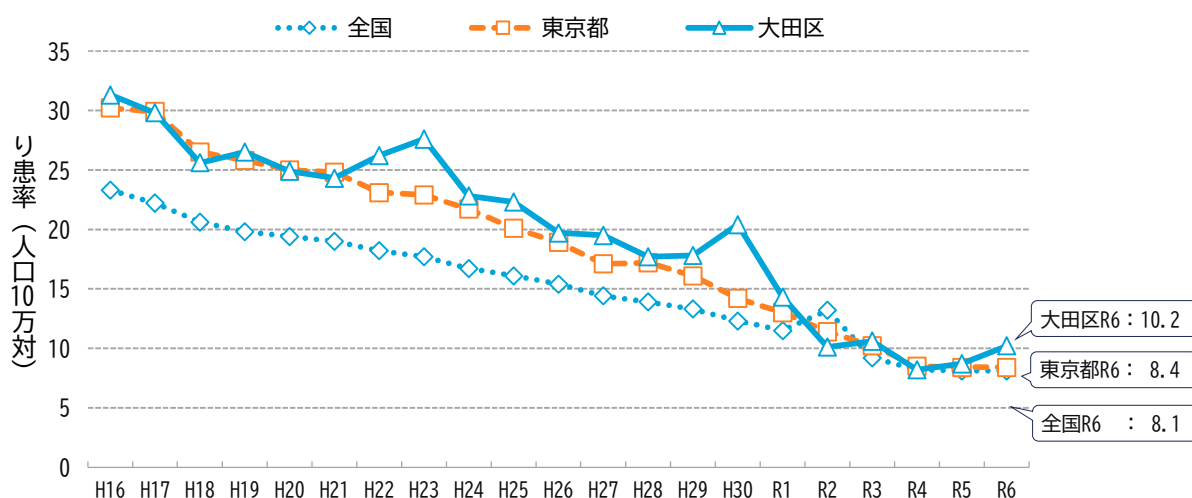
今後の課題

保健所におけるHIV/AIDS*や梅毒等の性感染症検査は、引き続き、区報や区ホームページ等で周知啓発していく必要があるとともに、感染症予防対策に関する周知啓発も重要です。

大田区の結核り患率は減少傾向

大田区の結核り患率は、長期的にみると、全国や東京都と同様に減少していますが、近年（令和4年：8.2、令和5年：8.7、令和6年：10.2）は増加傾向です。

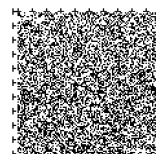
＜結核り患率の推移＞



出典：東京都における結核の概況（東京都感染症情報センター）

今後の課題

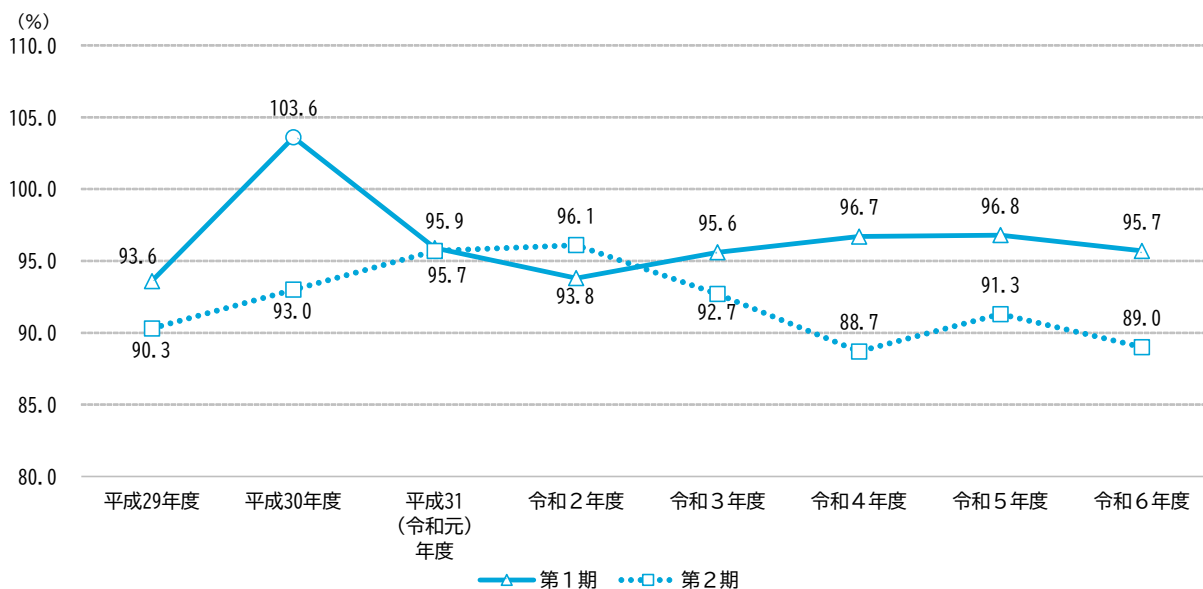
令和4年の結核り患率は8.2で、おおた健康プラン（第三次）における結核り患率の目標値（令和4年時点）である14.3を下回っており、目標は達成されました。しかし、近年、日本に在留する外国人が増えている等の背景により、外国人の結核患者の割合が増え、言葉や文化の違い等により、治療の必要性について十分な理解を得にくい等、治療を支援していく上で課題があります。結核の早期発見・早期治療を促進するために、広く結核に関する普及啓発を行うと同時に、外国人患者等に対するきめ細やかな支援体制が必要です。



MRワクチン第2期の予防接種率は横ばいの状態

令和6年度のMRワクチン予防接種率は、平成29年（第1期93.6%、第2期90.3%）と比較し、第1期は2.1ポイント向上したものの、第2期は横ばいの状態です。

<MR（麻しん・風しん混合）予防接種実施状況>



※対象者数は、基準年齢者の数であるため、実施数が対象者を超える場合もある。

出典：保健衛生事業資料集（大田区）

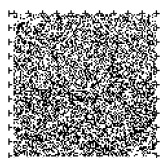
今後の課題

MRワクチンは、免疫の獲得をより強固にするために、2回接種が必要とされています。感染症拡大を防ぐため、発症予防に有効なMRワクチン（第1期、第2期）の接種率を高めることが重要です。

③施策の方向性

1 感染症予防方法と有効性に関する啓発

- ・区報、区ホームページ、SNS等の媒体を活用し、感染症に関する正しい知識や予防方法を普及啓発します。また、特に感染リスクの高い保育施設や高齢者施設等については、職員を対象とした講演会を実施し、感染管理を強化します。
- ・H I V及び梅毒等の性感染症の相談・検査及び区立中学生を対象とした性感染症講演会を実施し、正しい知識・予防方法等について普及啓発を行います。



2 感染症発症患者の早期発見、確実な治療が行えるための支援

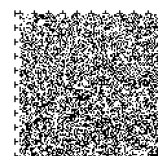
- ・届出感染症発生時に発生動向を把握するとともに、疫学調査等を実施します。また、国、東京都及び各医療機関から収集した情報を分析し、区内医療機関や区民向けに区ホームページに毎週最新情報を提供します。
- ・結核の早期発見とまん延防止のために、健康診査や服薬支援等を実施し、結核に関する知識の普及啓発を行います。

3 予防接種事業の充実と接種勧奨

疾病予防の一環として、定期予防接種の個別勧奨、任意予防接種の費用助成及び窓口や電話等による個別相談を実施することで、予防接種事業の充実と接種率の向上を図ります。

④重点事業

事業名	事業内容	担当課
感染症予防に向けた普及啓発	区報、区ホームページ、SNS等の媒体を活用し、感染症に関する正しい知識や予防方法を普及啓発します。	感染症対策課
感染症予防講演会	感染リスクの高い保育施設や高齢者施設等において、職員を対象とした講演会を実施します。	感染症対策課
性感染症の検査及び相談体制の充実	毎月、匿名・無料での検査を実施します。 ※検査項目：HIV、梅毒、クラミジア、B型肝炎	感染症対策課
性感染症予防教育の実施	区立中学校を対象に、性感染症予防及び正しい知識の普及のために講演会を実施します。	感染症対策課
結核ハイリスク対象者への健康診断の実施	65歳以上の区民に対して、長寿健康診査（胸部エックス線検査）を実施します。また、区内生活困窮者等に対して、胸部エックス線検査を実施します。	感染症対策課 健康づくり課
直接服薬確認療法（DOTS）	結核患者を確実に治療し、再発及び多剤耐性結核菌の発生を予防するため、服薬支援を実施します。	感染症対策課
疾病予防に向けた予防接種の促進	定期予防接種の個別勧奨、任意予防接種の費用助成及び窓口や電話等による個別相談を実施します。	感染症対策課



⑤区民や企業・団体の取組例

■区民の取組

- 推奨される予防接種を受け、自覚症状があればすぐに受診する
- 日頃から手洗い、咳エチケット等感染症予防を行う

■企業・団体の取組

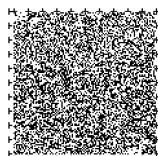
- 従業員の定期健康診断の実施を徹底する
- 従業員に対し、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染症予防策を励行する

コラム 結核について

「昔の病気」と思われがちな結核ですが、実は現在でも毎年新たな患者が発生しており、**誰もがかかりうる身近な感染症**です。長く続くせきやたん、微熱、だるさ、体重の減少等があるときは、「もしかして?」と思うことが大切です。結核は**空気感染**するため、**早めの受診**が周囲の感染予防にもつながります。日頃から健康を意識することに加え、疲れを溜めない生活やしっかり食べて体力を保つことも予防の一步です。正しい知識を持ち、不安を感じたときは相談窓口を活用しながら、結核から自分と周囲を守りましょう。



©大田区



施策2 災害時医療体制の整備

施策の目標 災害時における医療体制の充実

①数値指標

指標項目	現状値		目標値	
	数値	測定年度	数値	測定年度
緊急医療救護所及び軽症者救護所の開設・運営訓練回数	16回	令和6年度	19回	令和10年度
緊急医療救護所について機能・役割を含めて知っている区民の割合	10.6%	令和7年度	20.0%	令和10年度

②現状と課題

緊急医療救護所等での訓練を実施し、災害時への対策を強化

緊急医療救護所等をグループ化し、災害時医療の連携体制を強化しています。また、コロナ禍で一時中断したものの、緊急医療救護所等での訓練を実施し、災害時に問題なく運営できるよう、従事者（医療関係者・区職員等）の確保やスキルアップに努めています。

<緊急医療救護所訓練実施回数>

(単位：回)

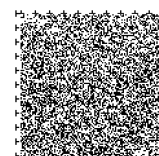
年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
回数	14	17	14	0	0	7	14	16

※緊急医療救護所等：19箇所（令和6年度現在）

出典：事業実績（大田区）

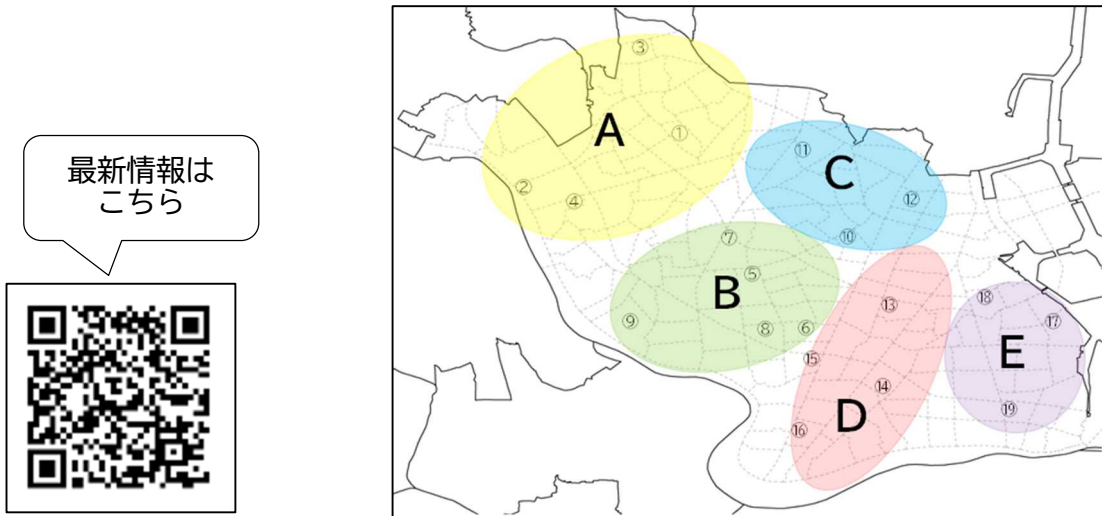
今後の課題

緊急医療救護所の体制を充実させるため、災害時医療職ボランティアや訪問看護ステーション等と連携を深める必要があります。また、災害時に参集する医師会や薬剤師会等の医療従事者が、事前に訓練に参加し災害時に役割を発揮することが重要です。



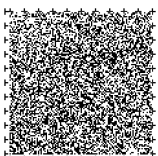
■大田区の救護所（令和7年10月1日現在）

【図：救護所の配置図】



【設置場所 ★：緊急医療救護所設置病院 ◆：軽症者救護所設置施設】

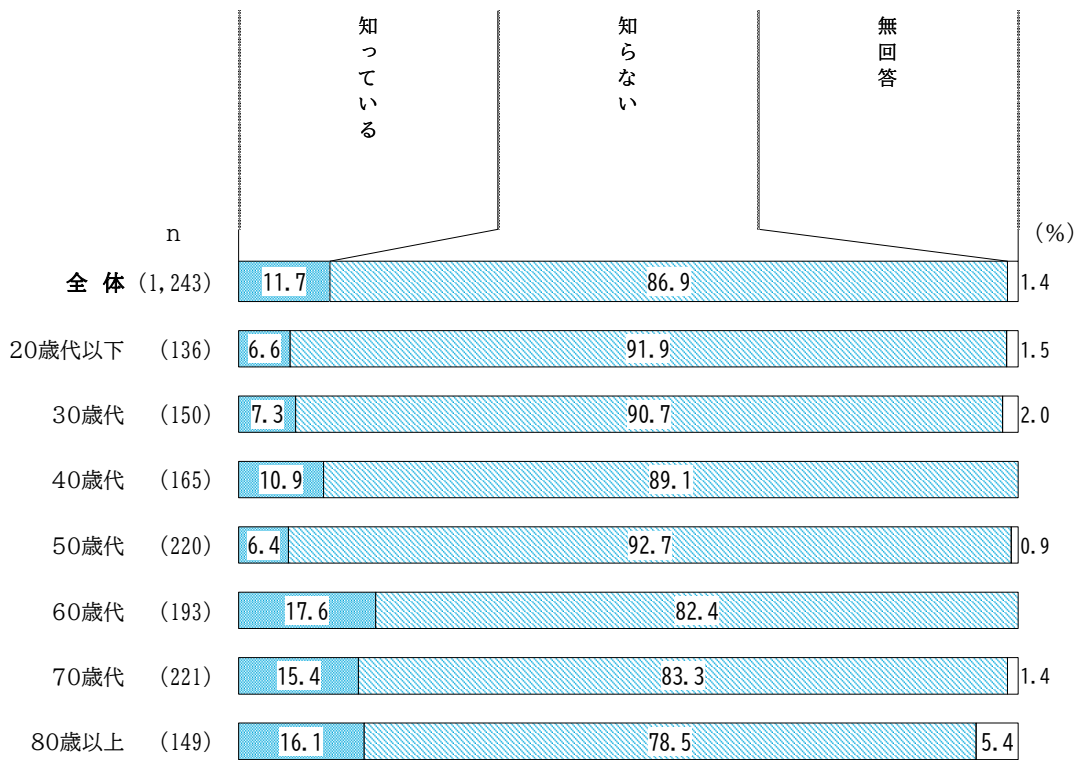
グループ	No	病院（施設）名	種別	所在地
A	①	★荏原病院	災害拠点病院	東雪谷4-5-10
	②	★田園調布中央病院	災害医療支援病院	田園調布1-54-9
	③	★東急病院	災害医療支援病院	北千束3-27-2
	④	◆東調布第一小学校	軽症者救護所	田園調布南28-7
B	⑤	★池上総合病院	災害拠点連携病院	池上6-1-19
	⑥	★東京蒲田病院	災害拠点連携病院	西蒲田7-10-1
	⑦	★大田池上病院	災害医療支援病院	池上2-7-10
	⑧	★本多病院	災害医療支援病院	東矢口1-17-15
	⑨	◆矢口中学校	軽症者救護所	下丸子2-23-1
C	⑩	★大森赤十字病院	災害拠点病院	中央4-30-1
	⑪	◆馬込小学校	軽症者救護所	南馬込1-34-1
	⑫	◆入新井第一小学校 ※改築工事期間中はグリーンベルト	軽症者救護所	大森北4-6-7
D	⑬	★東邦大学医療センター大森病院	災害拠点病院	大森西6-11-1
	⑭	★JCHO東京蒲田医療センター	災害拠点連携病院	南蒲田2-19-2
	⑮	★牧田総合病院	災害拠点連携病院	西蒲田8-20-1
	⑯	◆六郷中学校	軽症者救護所	仲六郷3-11-11
E	⑰	★東京労災病院	災害拠点病院	大森南4-13-21
	⑱	★大田病院	災害拠点連携病院	大森東4-4-14
	⑲	★渡辺病院	災害医療支援病院	羽田1-5-16



緊急医療救護所の認知度は全体で1割程度

緊急医療救護所訓練や大田区災害時医療フォーラム、区報やチラシ・ポスター等の従来型の周知啓発に加え、大田区公式チャンネル【YouTube】による動画配信や区公式Xでの情報発信を通じて、災害時医療の機能や役割等、区民への普及啓発を推進してきました。しかし、緊急医療救護所の認知度は1割程度と低く、20歳代以下から50歳代では「知らない」が9割前後を占めています。

<緊急医療救護所の認知度>

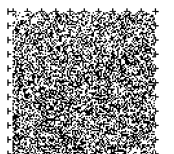


出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）



今後の課題

災害時に区民が適切な医療を受けられるよう、緊急医療救護所の認知度向上に加え、利用方法等の具体的な内容に関する理解促進を図る必要があります。



災害時の健康的な生活について周知啓発を推進

避難所での健康支援として、母子等を対象に災害時に健康的な生活を送ることができるよう周知啓発を実施しました。



今後の課題

災害時に配慮が必要な母子や障がい者等の方々が健康的な生活を送れるよう、災害の備えに関する周知啓発が求められます。また、災害時は二次健康被害を最小化するための体制の構築も必要です。

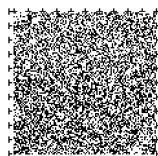
③施策の方向性

1 緊急医療救護所等の充実

- ・引き続き、訓練等を通じて災害時に円滑に連携できるよう緊急医療救護所等の体制強化を図ります。
- ・緊急医療救護所等の設置から10年が経つことから、資機材の更新や備蓄医薬品の見直しを行い、救護所機能の更新を図ります。
- ・各種図上訓練、従事職員訓練、研修会を定期的を実施し、活動の礎となる人材を育成し、実践力を向上させ体制強化を図ります。

2 災害時の医療体制に関する普及啓発

- ・区民向けの「大田区災害時医療フォーラム」を継続して開催し、災害時医療体制について啓発します。
- ・緊急医療救護所と学校防災訓練を合同で行い、地域の方々へ災害時医療体制の周知をします。
- ・大田区公式チャンネル【YouTube】や区公式Xでの情報発信を通じて、若年層への周知を強化します。
- ・自助・共助の重要性を強調した啓発活動を展開します。



④重点事業

事業名	事業内容	担当課
緊急医療救護所の体制充実	区内の医療関係機関とともに、緊急医療救護所及び軽症者救護所の開設・運営訓練を実施することで、運営スタッフの連携とスキルアップを図ります。	健康医療政策課
人材育成と訓練の充実	災害時医療に携わる関係者が段階的、分野別に技能向上する研修を行います。各グループで実践的訓練を実施し、有事に備えます。	健康医療政策課
災害時医療体制に関する普及啓発	区民や関係者へ、区報、区ホームページ、ケーブルTV等の活用や区民向け講座を行い、災害時医療全般の効果的な普及啓発を図ります。	健康医療政策課

⑤区民や企業・団体の取組例

■区民の取組

- 災害時に開設する救護所の場所や機能、役割について理解する
- 災害に備えて、日常的に服用する薬やお薬手帳を準備する

■企業・団体の取組

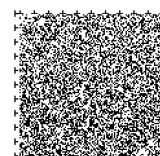
- 災害時の地域の医療体制等について、従業員に周知する
- 医療従事者や関係団体は、災害時に緊急医療救護所等において活動できるよう訓練に参加する

コラム 大地震でケガをしたら救護所へ

大田区では、より多くの区民の生命と身体を守るため、けが等に対応する緊急医療救護所と軽症者救護所を設置します。震度6弱以上の地震が発生した場合、地震発生から概ね72時間程度開設するもので、トリアージや軽症者処置、搬送判断等を行います。大きな地震でけがをした場合は、お近くの救護所へ行きましょう。



©大田区



施策3 安全な生活環境の確保

施策の目標 安全な医療と食と生活衛生の確保

①数値指標

指標項目	現状値		目標値	
	数値	測定年度	数値	測定年度
保健所メールの登録数	2,785	令和6年度	増加	令和12年度
狂犬病予防注射接種を行った犬の割合	74.6%	令和6年度	70%以上を維持	令和12年度

②現状と課題

セルフメディケーション*について啓発を推進

セルフメディケーション*について、区ホームページを活用して、市販薬の活用方法や健康食品との飲み合わせ等のコンテンツを適宜追加し、周知啓発を実施しています。また、健康サポート薬局の紹介を行い、かかりつけ薬局の活用も促しています。

今後の課題

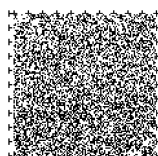
区民自身が正しく医薬品等を取り扱えるように、適切な医療情報を提供する必要があります。

コラム セルフメディケーションとは

セルフメディケーション*とは、「**自分自身の健康に責任を持ち、軽度の身体の不調は自分で手当てすること**」とWHOで定義されています。一人ひとりが日頃から健康を意識し、健康づくりを継続することで、疾病予防や重症化を予防し、健康寿命*の延伸や医療機関の負担軽減、医療費の適正化につながります。

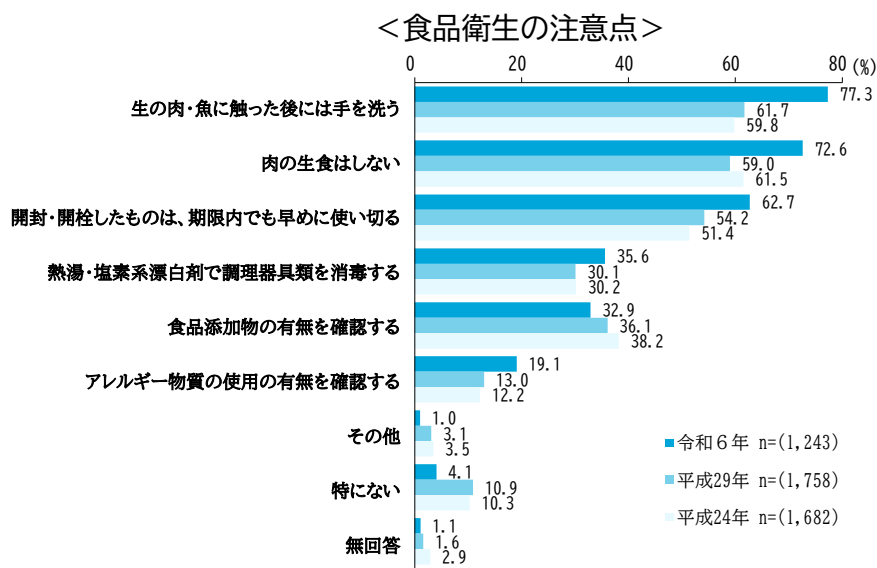
具体的な取組としては、**定期的な健診（検診）や規則正しい生活習慣の実践**、軽い体調不良等は**市販されている医薬品を正しい方法で使用すること**等が挙げられます。ただし、症状が長引く場合や重い症状がある場合は、速やかに医師や薬剤師に相談することが大切です。

日頃からセルフメディケーション*の考え方を上手に取り入れることで、健康管理の意識が高まり、安心して生活できる環境づくりにつながります。



食品衛生の注意点を心掛けている区民は増加

食品衛生で注意していることとして「生の肉・魚に触った後には手を洗う」、「肉の生食はしない」が7割台となっており、前回調査を13ポイント以上上回っています。



出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）



今後の課題

引き続き、区民の食品衛生に関する意識向上や知識定着を図る必要があります。

アニサキス食中毒やカンピロバクター食中毒等が多く発生

魚介類の生食による寄生虫（アニサキス）食中毒のほか、生や加熱不十分な鶏肉の摂取によるカンピロバクター食中毒やノロウイルスによる食中毒も多く発生しています。

生活環境に関する衛生について様々な相談に対応中

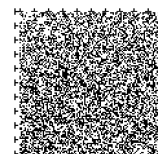
令和6年度は、ネズミ、衛生害虫（ゴキブリ・蚊等）、住まいの衛生等についての苦情や相談が911件寄せられました。

<苦情及び相談受付件数>

(単位：件)

年度	総数	営業施設関係	衛生害虫等の駆除	ネズミの駆除	室内環境の確保	水道水等の衛生	その他
令和4年度	1,009	17	670	313	3	3	3
令和5年度	986	35	552	387	4	2	6
令和6年度	911	18	506	365	10	2	10

出典：保健衛生事業資料集（大田区）





今後の課題

区民自らが衛生的な生活環境を維持することができるよう、ネズミや衛生害虫等の防除対策に関する情報を、必要とする区民へ提供することが重要です。

飼い犬への毎年の狂犬病予防注射が必要

狂犬病予防注射について、飼い主が年一回の予防注射をもらえなく受けさせることができるよう定期集合注射の実施や、未接種の飼い主に対しての督促も行っています。

令和6年度の犬の登録頭数は 25,873 頭、注射済交付枚数は 19,313 枚で接種率は 74.6%でした。

<狂犬病予防事務実施状況>

(単位：件)

年度	年度末登録頭数	新規登録、転入頭数	死亡・登録消除、転出頭数	注射済票交付件数
令和4年度	29,176	7,741	3,654	19,393
令和5年度	25,711	4,455	7,920	19,244
令和6年度	25,873	4,990	4,828	19,313

※令和4年度注射済票交付件数の内、226件は令和5年度分

※令和5年度注射済票交付件数の内、544件は令和6年度分

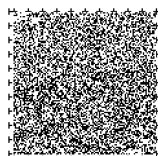
※令和6年度注射済票交付件数の内、500件は令和7年度分

出典：保健衛生事業資料集（大田区）



今後の課題

狂犬病は、近年、国内発生はありませんが、日本の周辺に含む世界の多くの国で発生しており、常に侵入の脅威に晒されています。また、犬の狂犬病予防注射接種率は、大田区も含めた全国において長期的にみると年々低下しています。犬は人の狂犬病の主な感染源です。万が一、狂犬病が国内に侵入しても犬でのまん延を予防し、人への感染拡大を阻止するために、犬の狂犬病予防注射接種率を 70%以上に維持していくことが必要です。



③施策の方向性

1 医薬品等の安全性の確保

診療所、薬局等の各種施設に対して立入調査、監視指導等を行います。また、区民のセルフメディケーション*支援のため、区ホームページ等を通して情報発信を行います。

2 食品の安全を推進するための支援

- ・生食肉又は生に近い状態の食肉類を提供する、食中毒発生リスクの高い営業施設等を重点的に監視指導します。さらに、HACCP*に沿った衛生管理の導入と定着への取組支援を継続的に実施し、事業者の衛生レベルの向上を図ります。
- ・リーフレット配布や出張講習会、区ホームページ、保健所メール等を通して、食の安全に係る危害情報を提供するとともに、食品衛生知識の周知を行います。

3 生活衛生の確保

- ・理美容所、興行場や公衆浴場等の区民の生活に密着した施設の衛生を担保するため、監視指導及び事業者による自主管理の支援を行います。
- ・感染症媒介蚊の防除対策として、蚊の生息状況調査や蚊の発生源へ環境に配慮した薬剤投入を行うほか、狂犬病予防のため、犬について登録と年一回の狂犬病予防注射接種の徹底を図ります。
- ・ネズミ、ハチや衛生害虫の防除方法のアドバイス等、衛生的な生活環境を区民自らが維持できるよう支援します。

④重点事業

事業名	事業内容	担当課
保健所メールの発信	保健所メール登録者に対し、感染症・食中毒の発生状況、公衆衛生情報を提供します。	生活衛生課
狂犬病の予防	東京都獣医師会大田支部の協力を得て、定期集合注射を実施するとともに、飼い主の登録と狂犬病予防注射接種の徹底を図ります。	生活衛生課

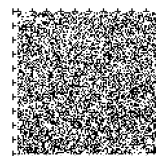
⑤区民や企業・団体の取組例

■区民の取組

- 医薬品や医療(統合医療*を含む)について正確な情報を確認する
- 食品衛生についての正しい知識を理解し、食中毒予防を行う
- 住まいの衛生についての正確な知識を得て実践する

■企業・団体の取組

- 事業所内における手洗い、アルコール消毒を励行する
- 医薬品や食品の安全な取り扱いについて、消費者へ啓発する



施策4 地域医療の充実

施策の目標 地域における医療の充実

①数値指標

指標項目	現状値		目標値	
	数値	測定年度	数値	測定年度
かかりつけ医がいる区民の割合	66.3%*	令和6年度	75.0%	令和12年度
かかりつけ歯科医がいる区民の割合	57.5%*	令和6年度	75.0%	令和12年度
かかりつけ薬局がある区民の割合	41.9%*	令和6年度	65.0%	令和12年度
在宅医療の制度や仕組みについて知っている人の割合	18.1%	令和6年度	30.0%	令和12年度

※現状値は、「区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査」の数値を記載

②現状と課題

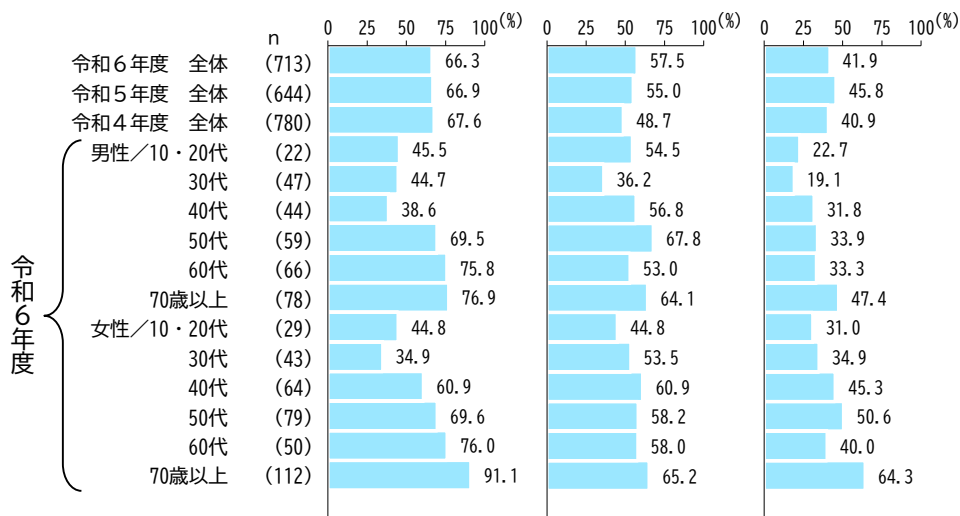
かかりつけ医、かかりつけ歯科医がいる区民は過半数を占める一方、かかりつけ薬局がある区民は4割台と低い

かかりつけ医のいる区民は66.3%、かかりつけ歯科医のいる区民は57.5%、かかりつけ薬局のある区民は41.9%で、令和5年度からかかりつけ歯科医は増加が見られるものの、かかりつけ薬局は減少しています。

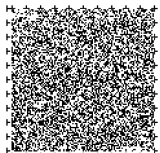
また、令和6年度の調査では、男女ともに30歳代以下でかかりつけ医がいない傾向がうかがえます。

<かかりつけの医療機関>

□ かかりつけ医はいる □ かかりつけ歯科医はいる □ かかりつけ薬局はある



出典：区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査（大田区）



 今後の課題

生涯を通じて心身ともに健康であるためには、若いうちからかかりつけ医・歯科医・薬局を持つことがより効果的な治療につながることを啓発する必要があります。

人生の最期を「自宅」で迎えたいと希望する人が多い一方、在宅医療制度や仕組みの認知度は2割程度

健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）によると、在宅医療制度や仕組みの認知度は、「知っている」が18.1%と約2割となっています。令和5年度実施の大田区在宅医療に関するアンケート調査では、最期を迎えたい場所について、いずれの介護度においても「自宅」を希望する割合が高くなっています。また、訪問診療に対して抱いているイメージは「住み慣れた自宅で自分らしい療養生活ができる」が56.9%と最も高く、次いで「在宅でも満足のいく医療を受け、最期を迎えられる」が40.2%となっています。

休日診療や相談事業はそれぞれ認知度にばらつきが見られる

健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）によると、休日診療や相談事業である「救急車を呼ぶかどうか迷った時の相談(#7119)」は認知度が57.4%と前回調査から増加している一方、「大田区子ども平日夜間救急室」(27.0%)、「医師会や歯科医師会の療養所」(39.8%)では前回調査から10ポイント以上減少しています。

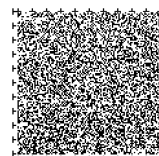
 今後の課題

区内の休日診療や相談事業、在宅医療制度や仕組みの認知度が低い状況であることから、制度等の認知度向上に向けて周知を図るほか、区民が制度を利用しやすいように機能の充実や利便性の向上を検討していくことが重要です。

また、住み慣れた自宅で自分らしく生きるため、引き続き、在宅医療の体制整備や区民への理解促進に取り組む必要があります。

安全・安心な医療の提供のために、病院耐震化や医療機器等の購入支援を実施

平時でも災害時でも区民が安全に、安心して医療が受けられるよう病院耐震化の支援を進めました。また、区民が安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、医療機器等の購入について、区内5医療機関に対して支援を行いました。



地域関係機関と課題を共有し、関係づくりを推進

保健・医療・福祉等の地域関係機関と難病に関する課題を共有し、解決に向けてそれぞれの立場から意見交換を行うことで、顔の見える関係づくりを進めました。

今後の課題

多職種間の連携研修や区民講座、協議会等を通じて、保健・医療・福祉が連携することにより、高齢者や障がい者、難病患者等誰もが必要なサービスを利用し安心して地域で生活できるようにすることが重要です。

また、難病患者が安心して地域で生活できるよう、引き続き、支援体制のネットワークを整備していくとともに、制度や相談窓口を分かりやすく周知することが求められています。

③施策の方向性

1 かかりつけ医等を持つことの重要性の周知啓発

かかりつけ医等を持つことの重要性について、区施設でのチラシ配布やポスター掲示を行います。また、がん検診や成人歯科健康診査の機会を活用して、かかりつけ医等を持つことの重要性を周知啓発します。さらに、SNSやデジタルサイネージ等での周知により、若年層への浸透を推進します。

2 在宅医療に関する区民の理解促進

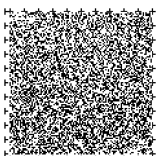
- ・在宅医療ガイドブックの配布や区民公開講座の開催により、広く普及啓発を行います。
- ・区民や区民の家族が気軽に相談できる「在宅医療相談窓口」の機能充実を推進します。

3 保健・医療・福祉の連携推進

- ・高齢者や障がい者、難病患者、医療的ケアが必要な方等が、より効果的なサービスを利用できるよう保健・医療・福祉の連携を推進します。
- ・多職種研修により、専門職の知識を深めるだけにとどまらず、多職種間のネットワークを強化します。

4 地域医療等の整備と充実

- ・平日準夜間、土曜準夜間、休日の日中及び準夜間の診療体制を安定的に確保することで、一般の医療機関が閉院している状況下においても、切れ目のない医療提供を実現します。
- ・区内医療機関と連携し、看護師等の人材確保に取り組みます。



④重点事業

事業名	事業内容	担当課
かかりつけ医等の周知啓発	「かかりつけ医、歯科医、薬局」を持つことの大切さを周知啓発します。	健康医療政策課
在宅医療普及啓発	かかりつけ医や在宅医療等を知ってもらうために作成した「在宅医療ガイドブック」を、区民に配布します。また、在宅医療に関する区民向け公開講座を関係機関と一緒に開催します。さらに、区民や区民の家族が気軽に相談できる「在宅医療相談窓口」の機能充実を推進します。	健康医療政策課
保健・医療・福祉の連携	高齢者や障がい者、難病患者、医療的ケアが必要な方等が、より効果的なサービスを利用できるよう保健・医療・福祉の連携を推進します。また、多職種研修により、専門職の知識を深めるだけにとどまらず、多職種間のネットワークを強化します。	健康医療政策課 健康づくり課
難病対策地域協議会	保健・医療・福祉の関係者が課題を協議する場を設置し、難病患者が安心して地域で生活できるよう支援体制を構築します。	健康づくり課
看護職復職支援	離職中の看護師の就業を促すため、就職相談会の実施や、病院内で実習等を行う復職支援事業について、区内医療機関と連携、協力して行います。	健康医療政策課
休日や夜間の救急医療体制の確保	休日の昼間や準夜間、土曜日の準夜間、平日の準夜間等の現行診療体制と、新型インフルエンザ発生等による健康危機時の診療体制を確保します。	健康医療政策課

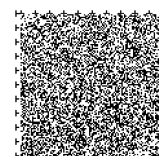
⑤区民や企業・団体の取組例

■区民の取組

- 自分や家族のかかりつけ医・歯科医・薬局を持つ
- 人生の最終段階の医療について、どのような選択肢があるかを知り、考える機会を持つ
- 難病を正しく理解する

■企業・団体の取組

- 社会情勢に即した医療・福祉サービスを充実する



熱中症に気をつけよう！

熱中症は、「熱」に「中る（あたる）」ことにより、めまい、頭痛、意識消失等の症状を引き起こし、時には命にかかわる場合もあります。

熱中症を予防して、気温が高い時期を元気に過ごしましょう。

■ 熱中症の予防法



暑くなる前から対策をしよう（暑熱順化）

体が暑さに慣れることを、「暑熱順化」といいます。暑熱順化が進むと、発汗量や皮膚血流量が増加し、体から熱を放出しやすくなるため、熱中症にもかかりにくくなります。

適度に歩行や筋力トレーニング等の運動を行い、暑くなる前に熱中症になりにくい体づくりをしましょう。

暑熱順化の啓発ポスター▶



暑さを避けよう

炎天下での作業を極力控え、外出時は日傘や帽子を使用しましょう。

屋内では、エアコン・扇風機を上手に利用しましょう。

カーテンやすだれ、日射遮断フィルム等で直射日光を避け、風通しをよくする工夫をしましょう。



こまめに水分をとろう

のどの渇きを感じていなくても、こまめに水分を補給しましょう。たくさん汗をかいたときは、経口補水液やスポーツ飲料等が効果的です。

■ 大田区熱中症対策コンソーシアム

民間企業・学術機関等との連携による熱中症対策を推進しています。

東邦大学による区内の熱中症搬送データの分析と医学的知見により、区の特性に応じた熱中症対策の普及啓発ポスター・チラシ・動画等を作成し、熱中症対策の普及啓発に取り組んでいます。

■ 涼み処（クールスポット）

外出の際に涼める場所として、特別出張所等を「涼み処（クールスポット）」として開放します。

どなたでも利用することができます。

涼み処開設ポスター▶

